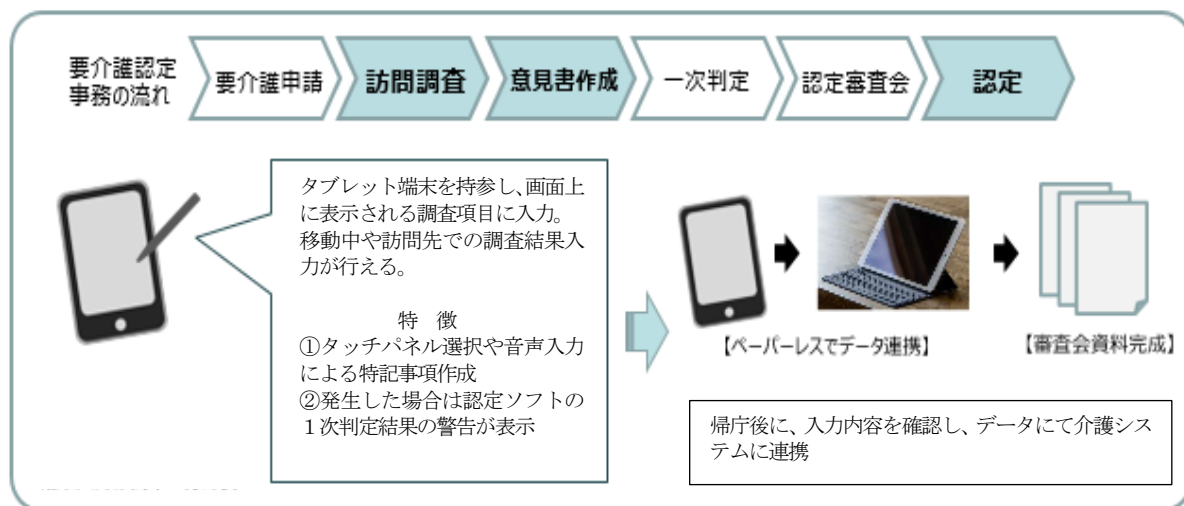


訪問調査モバイルの導入後の認定状況について（報告）

令和4年度デジタル田園都市国家構想交付金活用にて、認定調査にタブレット導入を決定し、令和5年度に調整、トライアル期間を経て、令和6年度当初から全面稼働となりました。

【導入イメージ】



申請から認定までの期間は、国が示す期間は30日以内とされており、タブレット導入に際し、以下に示す3つの指標について目標値を定め、取り組みを行っています。

指標（目標値）

指 標	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末
申請から認定までの期間（日）	35.0	34.0	32.0
30日以内の認定者割合（%）	15.0	25.0	30.0
申請から調査までの日数（日）	11.0	10.0	9.0

認定状況（実績）

指 標	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
申請から認定までの期間（日）	38.8	38.1	37.4
30日以内の認定者割合（%）	16.4	18.0	22.0
申請から調査までの日数（日）	12.1	13.1	12.3

介護保険データベース（令和7年5月7日現在）より

【考察】

各項目ともに、目標値に届かない状況であるが認定までの期間の短縮や30日以内の早期認定者の割合は微増となりました。

調査員のアンケートからは、タブレット移行後の特記事項の作成時間は短縮されたと感じている調査員の割合が多く、作成にかかる負担は少なくなっています。

今年度は、取り組みの最終年度となるため、認定調査実施、主治医意見書入手、認定審査会の実施等認定の申請から結果までの更なる短縮に向け、早期の調査実施、主治医意見書の催告、優先順位を考慮した認定審査会の実施など、認定調査に限らず申請から結果までの一連の流れにおいて、引き続き取り組みを進めてまいります。

【参考】

要介護認定については、認定調査と主治医意見書入手後に、介護認定審査会で介護度が決定するため、主治医意見書入手期間の短縮に向けた対応も必要となります。

令和5年度から、すべての申請において主治医意見書問診票の活用を開始しています。また、期限までに主治医意見書が未入手の場合には、医療機関への催告通知、電話連絡を行っていますが、被保険者の受診状況や医療機関変更、感染症の流行など様々な理由で、入手までに数か月を要するケースも散見される状況です。

指 標	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
主治医意見書入手までの日数（日）	21.3	20.4	20.2

介護保険データベース（令和7年5月7日現在）より